

議案第 95 号

令和 6 年度松阪市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年度松阪市下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

令和6年度松阪市下水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,988,802,944	40,156,619	849,580,992
議会の議決による処分数額	330,488,934	0	△ 849,580,992
資本金への組入	330,488,934	0	△ 330,488,934
減債積立金の積立て	0	0	△ 519,092,058
処分後残高	7,319,291,878	40,156,619	(繰越利益剰余金) 0

(注) この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示す。